

平成 30 年 3 月 20 日
大臣官房 技術調査課
総合政策局 公共事業企画調整課
国土技術政策総合研究所

平成 30 年度 国土交通省土木工事・業務の 積算基準等の改定

～働き方改革や生産性向上に取り組める環境整備～

国土交通省では、働き手の減少を上回る生産性の向上と担い手確保に向けた働き方改革を進めるため、建設現場の生産性向上を図る i-Construction の推進等に取り組んでいます。

今般、公共工事の品質確保に関する受発注者の責務等を定める品確法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)の基本理念等に則るとともに、週休 2 日の確保に取り組める環境の充実や i-Construction の更なる推進等を図る観点から最新の実態を踏まえ、土木工事及び業務の積算基準等の改定を行います。

なお、これらの基準等は、全国の地方自治体にも情報提供することとしています。

【改定項目】

1. 働き方改革に取り組める環境整備
2. i-Construction の更なる拡大に向けた基準の新設
3. 品確法を踏まえた積算基準の改定
4. 共通仕様書等の改定

※ 詳細は別紙のとおり

問い合わせ先

国土交通省代表 TEL : 03-5253-8111

大臣官房技術調査課

TEL : 03-5253-8221

FAX : 03-5253-1536

(担当) 工事全般

事業評価・保全企画官

竹下 正一 (内線22353)

(担当) 土木工事共通仕様書等

課長補佐

矢野 則弘 (内線22357)

(担当) 業務全般

課長補佐

城澤 道正 (内線22352)

(担当) 電気通信関係

課長補佐

佐藤 常人 (内線22364)

総合政策局公共事業企画調整課

TEL : 03-5253-8286

FAX : 03-5253-1556

(担当) 標準歩掛・機械等損料

課長補佐

姫野 芳範 (内線24953)

(担当) ICT 浚渫工(河川)

課長補佐

近藤 弘嗣 (内線24933)

(担当) 機械設備積算基準

課長補佐

小澤 直樹 (内線24943)

国土技術政策総合研究所社会資本マネジメント研究センター社会資本システム研究室

TEL : 029-864-2677

FAX : 029-864-2547

(担当) 施工パッケージ型積算

主任研究官

杉谷 康弘

○土木工事積算基準等改定概要

1. 働き方改革に取り組める環境整備

<工事>

(1) 週休2日に取り組む際の必要経費の計上

- ・週休2日等の現場閉所の状況に応じて、経費の補正を行う。
- ・新たに労務費、機械経費（賃料）を補正の対象とするとともに、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の補正係数を引き上げる。

2. i-Construction の更なる拡大に向けた基準の新設等

<工事>

(2) ICT 土工積算基準の改定

ICT 建設機械の使用実態を踏まえた積算（変更）が可能となるよう、ICT 建設機械と通常建設機械の歩掛を現場ごとの使用状況に応じて積算（変更）する方法に改定する。

(3) ICT 浚渫工（河川）積算基準の新設

ICT を取り入れた技術により生産性向上を図るため、「ICT 浚渫工（河川）」を導入し積算基準を新設する。

<業務>

(4) UAV 及び地上レーザー測量における標準歩掛の新設

ICT 技術のより一層の活用を図るため、UAV 写真測量及び地上レーザー測量に関する標準歩掛を新設する。

3. 品確法を踏まえた積算基準の改定

<工事>

(5) 一般管理費等率の改定

実態を踏まえ、一般管理費等率を改定する。

(6) 小規模施工の区分の新設

土工（掘削）において、現行の施工土量 50,000m³ による区分に加え、小規模（10,000m³ 未満）の区分を新たに設定する。

(7) 交通誘導警備員の計上方法の改定

交替要員が必要な工事において、割増係数による積み上げを廃止し、配置人員（交通誘導警備員 + 交替要員）を必要日数計上する積算に改定する。

(8) 市場単価の一部廃止

以下に示す市場単価 3 工種については、良好な取引が行われたデータの収集が困難になってきていることから、市場単価方式による単価設定を廃止し、(一財)物価調査会及び(一財)経済調査会が実態調査を踏まえ設定した「土木工事標準単価」に移行する。

- ①コンクリートブロック積工 ②橋梁塗装工 ③構造物とりこわし工

(9) 被災地における積算基準等の補正

東日本大震災被災地（岩手県、宮城県、福島県）及び熊本地震被災地（熊本県）における工事量の増大により資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下に伴う間接工事費の補正等について、施工実態を踏まえ平成 30 年度も継続する。

(10) 土木工事標準歩掛

土木工事標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定する。また、建設機械等損料算定表を改定。

①新規制定【2工種】

- ・張りコンクリート、ガス切断工

②日当たり施工量、労務、資機材等を改定する工種【7工種】

- ・現場吹付法枠工、雪寒仮囲い工、鋼管ソイルセメント杭工、大口径ボーリングマシン工、プレキャストセグメント主桁組立工、路面清掃工、バイプロハンマ工

(11) 建設機械等損料算定表

実態調査を踏まえ、建設機械等損料算定表を改定する。

(12) 施工パッケージ関係

物価変動に関する標準単価の見直し等により、施工パッケージ歩掛を改定する。

①日当たり施工量、労務、資機材等を改定する工種【10工種】

- ・土工、土工（ICT）、法面整形工、法面整形工（ICT）、発泡スチロールを用いた超軽量盛土工、コンクリート工、舗装版切断工、橋梁補修工（支承取替工）、落橋防止装置工、堤防除草工

②設計値に応じた積算が可能となる標準単価設定方法への改定【3工種】

- ・路盤工、路盤工（ICT）、半たわみ性（コンポジット）舗装工

(13) 電気通信編

電気通信設備に関する標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定する。

①歩掛制定【1工種】

- ・耐震施工（あと施工アンカーボルト引長試験）

②歩掛改定【3工種】

- ・発電設備設置工、CCTV監視制御装置設置工、CCTV装置設置工

(14) 機械設備編

機械設備に関する標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種を改定する。

①歩掛改定【1工種】

・点検・整備における消融雪設備の歩掛を改定する。

<業務>

(15) 設計業務等標準歩掛

路線測量、用地測量、橋梁設計（架設計画）の標準歩掛を実態調査の結果を踏まえ、改定する。

(16) 地質調査業務における積算基準等の見直し

実態調査の結果を踏まえ、地質調査業務の積算基準等を改定する。

(17) 水文観測業務の新設

「水文観測所保守点検業務」「流量観測業務」「水文資料整理業務」「水位流量曲線作成業務」の標準歩掛等を新設する。

4. 共通仕様書等の改定

(18) 土木工事共通仕様書等

土木工事共通仕様書、施工管理基準について、ICT技術の全面的な活用を推進するための基準策定を踏まえた改定等を実施。

(19) 業務共通仕様書等

土木設計業務等共通仕様書、測量業務共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ一部改定する。

※改定される積算基準等の適用は、平成30年4月1日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用する。

※「（1）週休2日に取り組む際の必要経費の計上」における平成30年度の補正係数については、平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

平成30年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

- ・大臣官房 技術調査課
- ・総合政策局 公共事業企画調整課
- ・国土技術政策総合研究所
社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室

1. 働き方改革に取り組める環境整備

(1) 週休2日に取り組む際の必要経費の計上

- 週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費が官積算の計上額とかい離する可能性
- 平成29年度から試行している間接費について最新の施工実態を踏まえ必要な見直しを行うとともに、機械経費や労務費についても、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるよう補正を実施

■ 補正係数

	平成29年度	平成30年度		
	4週8休以上	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	—	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	—	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.04	1.02	1.04	1.05

※ 建築工事は、労務費の補正のみ

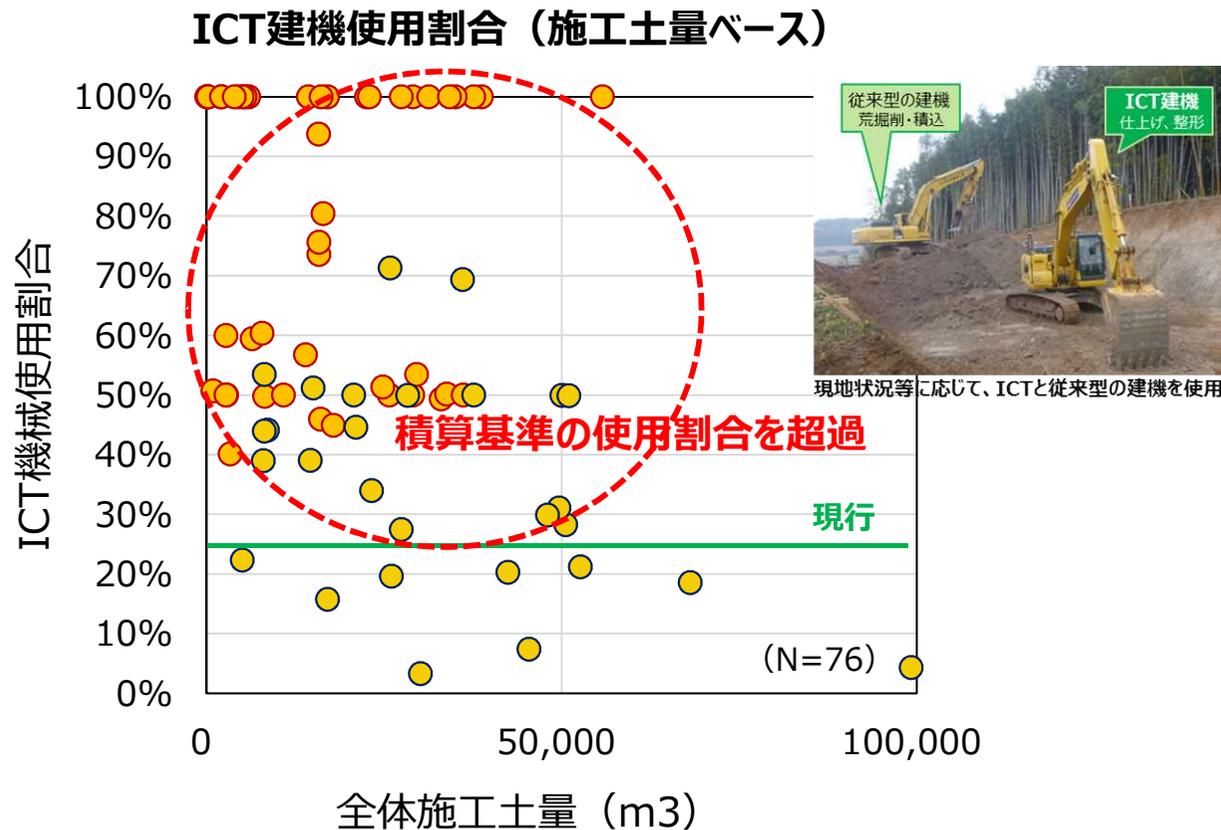
※ 元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携

※ 平成30年度の補正係数は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

2. i-Constructionの更なる 拡大に向けた基準の新設

(2) ICT土工積算基準の改定

- 施工土量5万m³以下の工事では、ICT機械の使用割合が高い傾向にあり、現行の積算基準で設定している**ICT建機使用割合（25%）を超える工事が9割以上存在**
- 施工状況等により使用割合が大きく変化していることから、ICT施工を普及拡大する観点も踏まえ、当面の措置として**積算基準、要領を改定し、ICT建機の稼働率を用いた施工数量による変更積算**とする



■ 積算方法の改定

(従来)
ICT歩掛 (ICT建機 **25%** + 通常建機 **75%**)
× 施工土量

※ICT建機利用率は一律

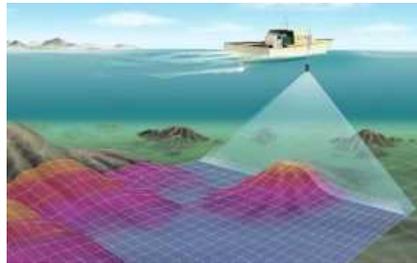
(改善)
ICT歩掛 (ICT建機 **100%**) × **施工土量α**
+
通常歩掛 (通常建機 **100%**) × **施工土量β**
現場に応じてICT建機で施工する土量を設定

(3) ICT浚渫工(河川)の積算基準の新設

ICT浚渫工の施工に際し、ICT建機のリース料などに関する新たな積算基準を策定

①音響測深による起工測量

船舶等に搭載した音響測深機器(ナローマルチビーム等)により、短時間で面的(高密度)な3次元測量を実施。



②ICT浚渫工の3次元測量データによる設計・施工計画



起工測量による3次元測量データ(現況地形)を活用し、設計図面との差分から、施工量を自動算出。

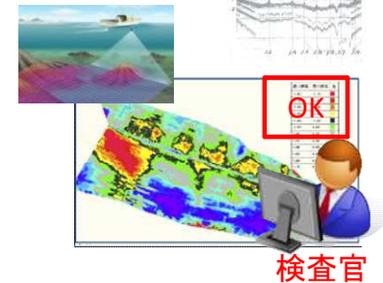
③ICT建設機械による施工

3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のIoT(*)を実施。



④検査の省力化

ICT建設機械の施工履歴データを活用した検査等により、出来形の書類が半減、品質管理に必要な物理検査の項目が激減。



<新たな積算基準のポイント>

①新たに追加等する項目

- ・ICT建機のリース料 (従来建機からの増分)
- ・ICT建機の初期導入経費

②従来施工から変化する項目

- ・補助労務の省力化に伴う減
- ・効率化に伴う日あたり施工量の増

バックホウ浚渫船(20,000m³)の場合の試算



※比較用の試算のため、バックホウ浚渫船のみの試算。実際の工事では、浚渫土運搬等と合わせて発注される。

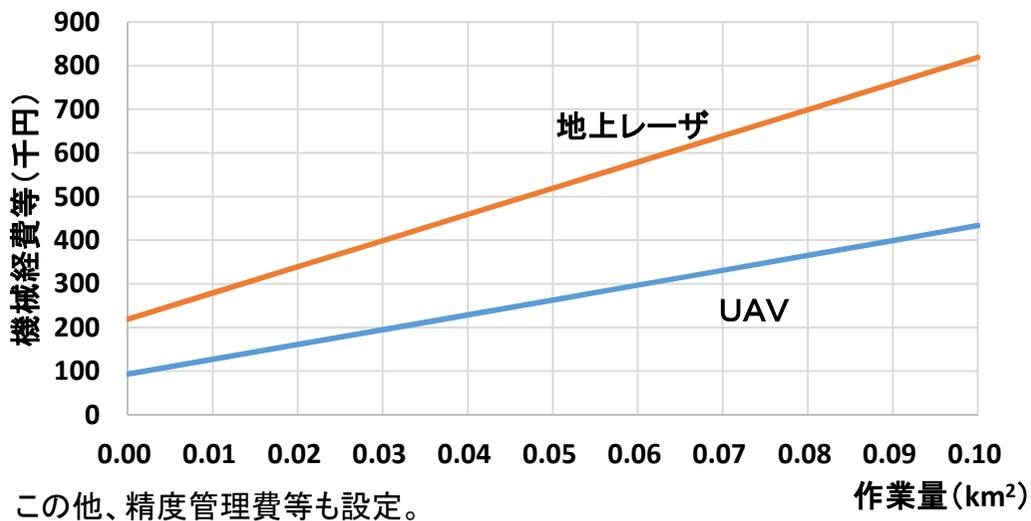
(4) UAV及び地上レーザー測量における標準歩掛の新設

- 業務価格の算定は、以下の費用の組み合わせにより実施
 - ・ 機械経費等については、算定式に基づき計上（測量面積に比例）
 - ・ 三次元点群データの作成（三次元点群測量）標準歩掛の設定

イメージ

機械経費等

機械経費等：
設計業務積算基準における
「機械経費」「通信運搬費等」「材料費」の総称



直接人件費

【0.1km²あたり】
1業務あたりの作業計画含む

UAV写真測量※

測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
3.1	11.7	8.7	7.1	2.0

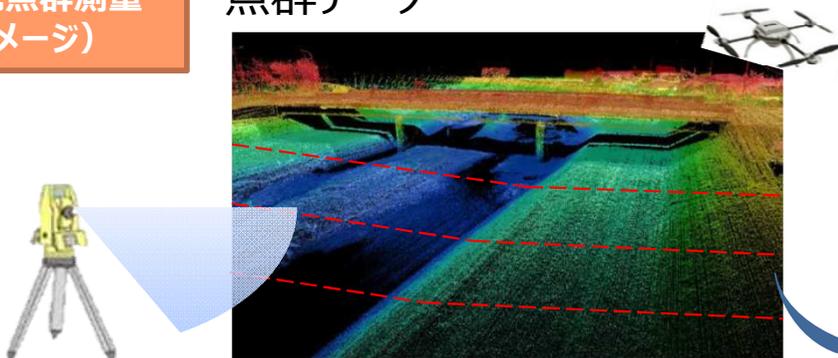
地上レーザー測量※

測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員
2.8	20.5	18.6	2.0	2.5

※縦横断面データファイル作成（サーフェスマデル作成含む）を行う場合の歩掛についても設定。

三次元点群測量 (イメージ)

点群データ



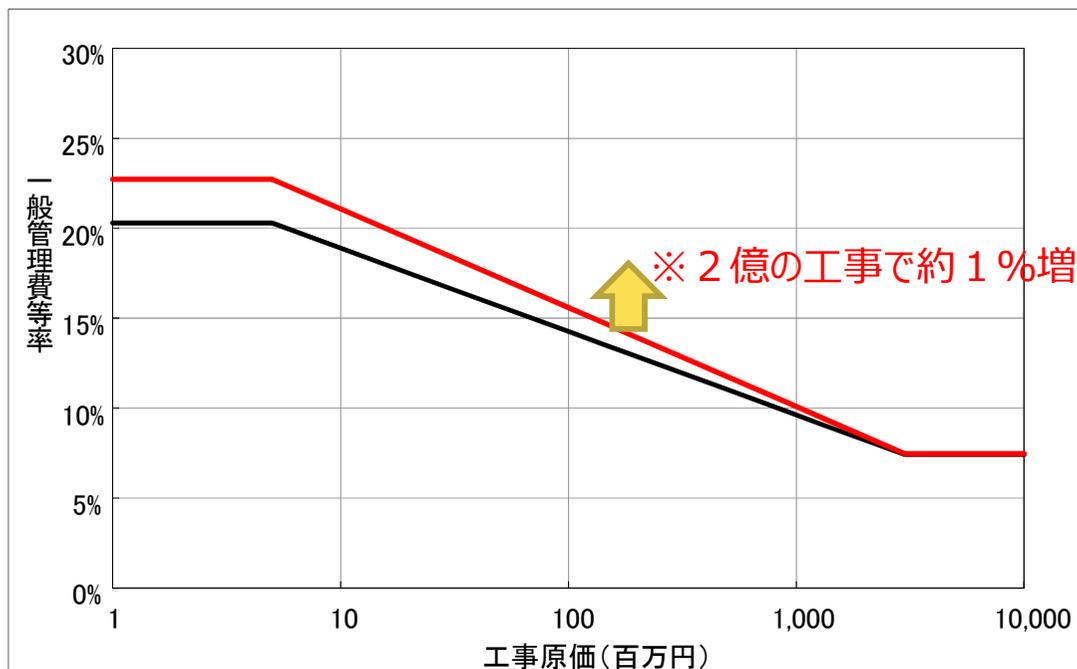
断面データ



3. 品確法を踏まえた積算基準の改定

(5)一般管理費等率の改定

- 研究開発費用等の本社経費の最新の実態を反映し、一般管理費等率を改定



※前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

現行

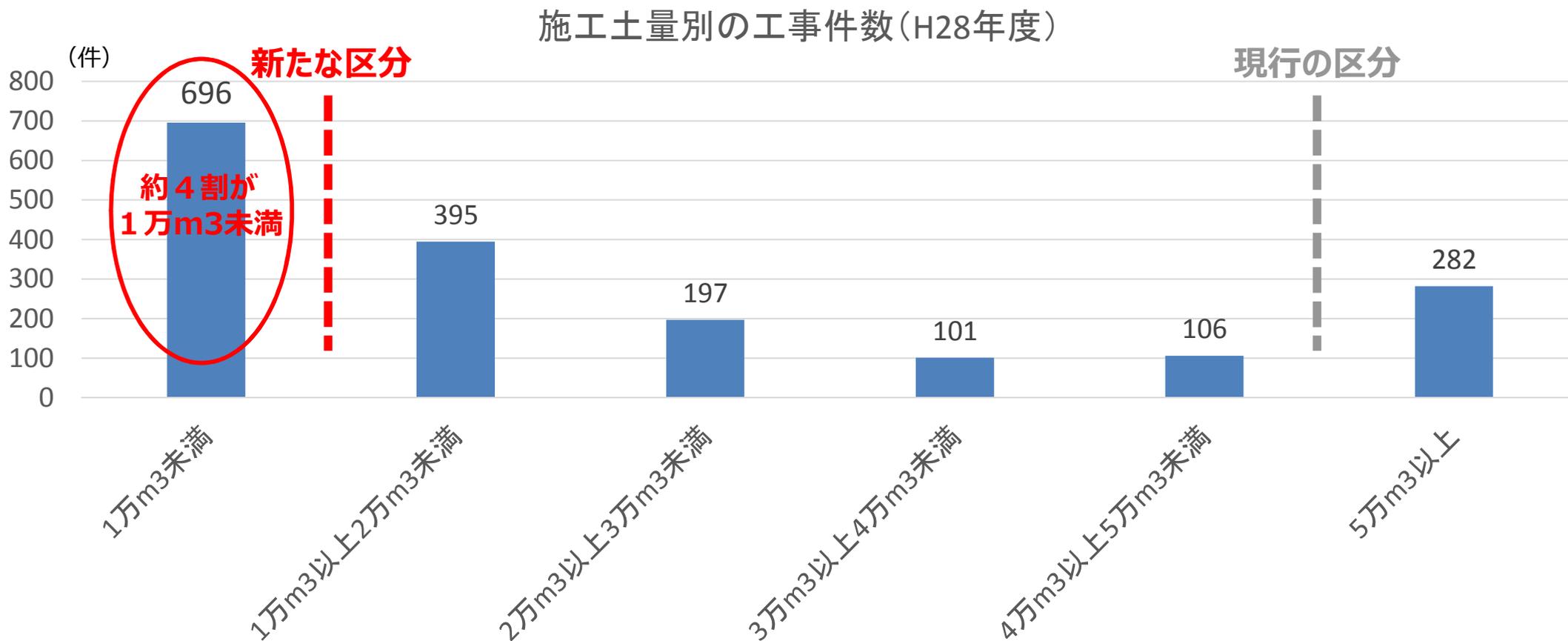
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	20.29%	$-4.63586 \times \text{LOG}(C_p) + 51.34242$ (%) $C_p = \text{工事原価 (単位円)}$	7.41%

改定

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	22.72%	$-5.48972 \times \text{LOG}(C_p) + 59.4977$ (%) $C_p = \text{工事原価 (単位円)}$	7.47%

(6) 小規模施工の区分の新設

- 施工土量の区分により、施工の効率性等が異なることから、より実態に即した積算を可能とするため、土工（掘削）について、小規模施工の区分を新設



小規模 1万m³未満の区分を新設

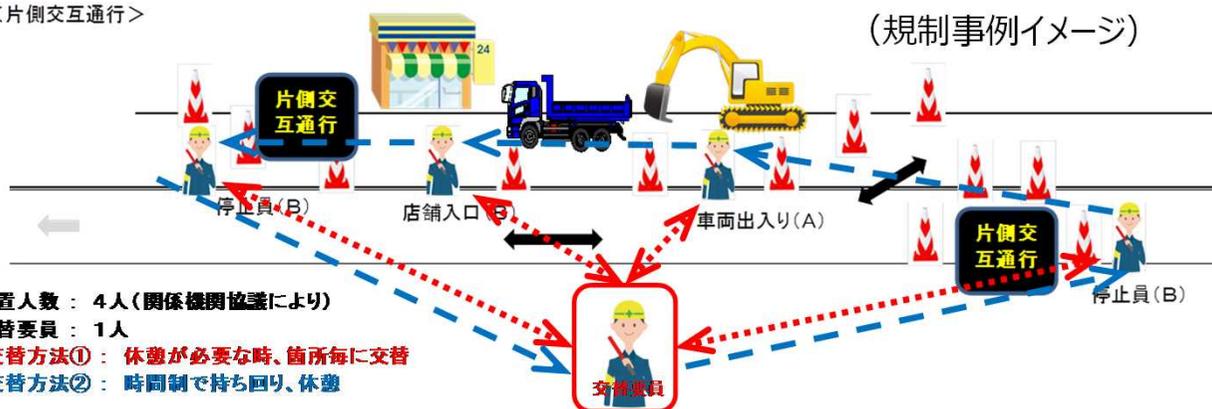
(7)交通誘導警備員の計上方法の改定

交通誘導警備員の配置状況と現行積算

○現道上の工事(一般交通を規制する工事)で、休憩・休息時も交通誘導が必要な場合、現場の配置に要した費用と官積算の計上額に乖離がある

■現状

<片側交互通行>

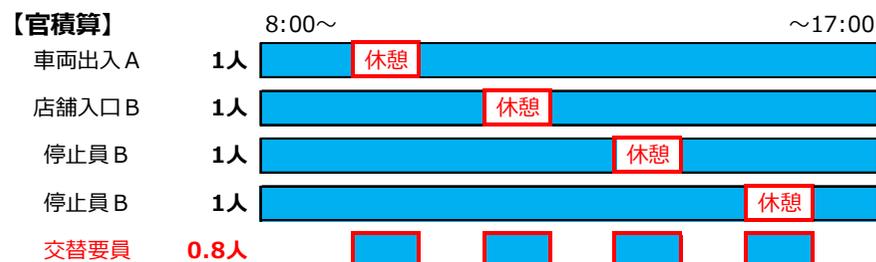


- ・配置人数：4人(関係機関協議により)
- ・交替要員：1人
- ※交替方法①：休憩が必要な時、箇所毎に交替
- ※交替方法②：時間制で持ち回り、休憩

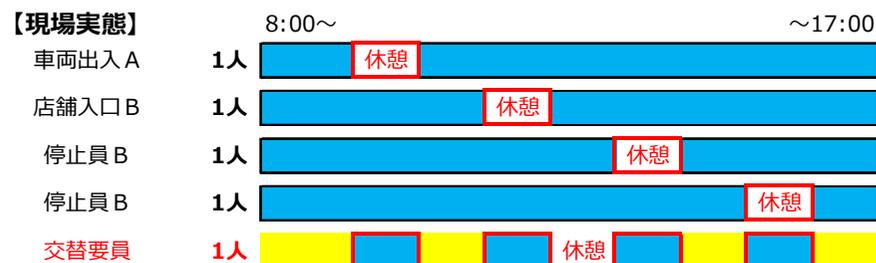
[現行積算基準]

表2.1 交通誘導員の計上区分

区分	現場条件	計 算	
		交通誘導警備員A	
1	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 8時間 (交替要員無し)	A × 必要日数 × N	
2	昼間勤務 (8:00~17:00) 実働 9時間 (交替要員有り)	1.2A × 必要日数 × N	



【官積算】
誘導警備員4人 × 1.2 = **4.8人/日**



【現場実態】
誘導警備員4人 + 交替要員1人 = **5.0人/日**



休息・休憩時も交通誘導が必要な現場では、
0.2人/日 の乖離が発生

(7)交通誘導警備員の計上方法の改定

交通誘導警備員の積算基準改定

- 現場の実態に即した積算を可能とするため、交替要員が必要な工事における割増係数による積み上げを廃止し、交替要員も含めた必要な配置人数を必要日数計上

(現行)

1. 適用範囲

本資料は、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。

2. 計上区分

現場条件に応じて、交通誘導警備員の配置人員、作業時間帯、期間を計上する。

表2.1 交通誘導員の計上区分

区分	現場条件	計算式	
		交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
1	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$A \times \text{必要日数} \times N$	$A \times \text{必要日数} \times N$
2	昼間勤務(8:00~17:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$	$1.2A \times \text{必要日数} \times N$
3	夜間勤務(20:00~5:00) 実働 8時間(交替要員無し)	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$	$1.5A \times \text{必要日数} \times N$
4	昼間勤務(20:00~5:00) 実働 9時間(交替要員有り)	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$	$1.8A \times \text{必要日数} \times N$
5	24時間勤務 実働 22時間(交替要員無し)	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$	$3.0A \times \text{必要日数} \times N$
6	24時間勤務 実働 22時間(交替要員有り)	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$	$3.4A \times \text{必要日数} \times N$

- (注) 1. A: 交通誘導警備員単価 N: 配置人員
 2. 日曜、祝祭日等の休日割増は適用しない。
 3. 区分5、6は2交替制勤務とする。
 4. 交替要員有りは、休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合に適用する。
 5. 作業時間帯等が異なる場合は、別途積算するものとする。



(改定後)

1. 適用範囲

本資料は、交通誘導警備員及び機械の誘導員等の交通管理を行う場合に適用する。

2. 計上区分

当該工事の制約条件を勘案した交通規制パターン等による1日当たりの交通誘導警備員の配置人員を基に、工事期間内で配置される人数を計上する。

なお、休憩・休息时间についても交通誘導を行う場合には、交替要員も交通誘導警備員の人数に含めて計上する。

また、夜間勤務や交替制勤務等を行う場合は、「第1編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費」に基づき、労務費の補正を行う。

(8)市場単価の一部廃止

市場単価の現状

○市場単価は、元請・下請間の市場取引での実勢価格を調査し適用しているが、一部の工種では元請・下請間の取引価格が乖離しているため、不調不落の要因と懸念されている

市場単価から土木工事標準単価への移行

○市場での元請・下請間の良好な取引における実勢価格を調査することが困難となっている工種は、材料費、歩掛等から算定される「土木工事標準単価」の適用へ移行

- | | | |
|---|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートブロック積工 ・橋梁塗装工 ・構造物とりこわし工 | } | 平成30年 4月から適用 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・区画線工 ・高視認性区画線工 ・排水構造物工 | } | 平成29年10月から適用 |

<市場単価方式>

単価 = 材料費 + 労務費 + 直接経費（機械経費等）

- ・工事を構成する一部、または全部の工種について、歩掛を用いず、材料費・労務費・直接経費を含む施工単位当たりの市場での取引価格を把握し、直接、積算に用いる方法
- ・「元請・下請間の取引価格の基準化」、「受発注者の積算業務の合理化」等を目的に平成5年度から導入され、適用工種を拡大している
- ・調査は、(一財)建設物価調査会、(一財)経済調査会が実施

<土木工事標準単価>

単価 = 材料費 + 歩掛等

- ・標準的な工法による施工単位当たりの工事費で、工事業者の実行予算に基づき、調査により得られた材料費、歩掛等によって算定した価格
- ・平成28年3月から適用
- ・調査は、(一財)建設物価調査会、(一財)経済調査会が実施

背景

- 工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足により、作業効率の低下が生じており、直接工事費だけでなく、間接工事費（共通仮設費および現場管理費）についても現場の実支出が増大



対策

- 実態調査に基づき、間接費の割り増しを行う「**復興係数**」を導入 【平成26年2月～】
 - ・補正対象地域：被災三県（岩手県、宮城県、福島県）
 - ・補正対象工種：被災三県にて施工されるすべての土木工事
 - ・補正方法：対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に以下の復興係数を乗じる

共通仮設費：1.5 現場管理費：1.2



直近の竣工工事を対象に実態を確認し、**平成30年度も現行の補正係数を継続**

(9)熊本地震被災地における積算基準等の補正<継続>

背景

- 工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足により、作業効率の低下が生じており、直接工事費だけでなく、間接工事費（共通仮設費および現場管理費）についても現場の実支出が増大

対策

- 実態調査に基づき、間接費の割り増しを行う「**復興係数**」を導入【平成29年2月～、平成29年11月～】
 - ・補正対象地域：熊本県
 - ・補正対象工種：熊本県にて施工されるすべての土木工事
 - ・補正方法：対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に以下の復興係数を乗じる

共通仮設費：1.4 (阿蘇・上益城地域)※、1.1 (その他県内)

現場管理費：1.1

※阿蘇・上益城地域の更なる割増については、平成29年11月1日以降に契約する工事から適用

直近の竣工工事を対象に実態を確認し、**平成30年度も現行の補正係数を継続**

- 東日本大震災や熊本地震における対応を踏まえ、
災害の発生等により通常の積算価格と実態がかい離している場合の補正措置を新たに積算基準に明記

(10)土木工事標準歩掛

改定のポイント

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当り、若しくは日当りの労務工数、材料数量、機械運転時間等の所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定。

土木工事標準歩掛 【9工種】

①新規制定【2工種】

- ・張りコンクリート工、ガス切断工

②日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【7工種】

- ・現場吹付法砕工、雪寒假囲い工、鋼管ソイルセメント杭工、大口径ボーリングマシン工、プレキャストセグメント主桁組立工、路面清掃工、バイブロハンマ工

○張りコンクリート工【土木工事標準歩掛】

【工法概要】

・本工法は、縦排水溝、小段排水溝周りに法面排水による洗掘防止や防草コンクリートとして路肩や分離帯に防草や防火、表面排水等を目的として行うコンクリート厚さが平均5cm以上10cm以下の張りコンクリートに適用する。

【歩掛適用範囲】

張りコンクリート工(縦排水溝・小段排水溝)



張りコンクリート工(防草コンクリート)



【施工状況】



小段排水溝打設状況



防草Co打設状況

○ガス切断工【土木工事標準歩掛】

【工法概要】

・鉄を主材料とした鋼材(H鋼杭、鋼矢板、鋼管杭)を酸素ガスとアセチレンガスをを用いたガス切断機で切断する工法。

【歩掛適用範囲】

・鋼管杭(φ400~φ600)、H鋼杭(H300~H400)、鋼矢板(Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型、Ⅴ型、Ⅵ型、Ⅱw型、Ⅲw型、Ⅳw型、10H型、25H型)を現場でガス切断する場合に適用する。



(注)本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。

【施工状況】



ガス切断状況



鋼材現場ガス切断状況

(11)建設機械等損料算定表

改定のポイント

建設機械等損料算定表を建設業者が所有する建設機械等の販売価格や河道実態等の調査結果を踏まえ、改定。

平成30年度 建設機械等損料改定 機械分類別平均変動率表

	比較年度	基礎価格	標準使用年数	年間標準運転時間	年間標準運転日数	年間標準供用日数	維持修理費率	年間管理費率	残存率	運転1時間当たり 換算値損料 <注> (13)欄	供用1日当たり 換算値損料 (15)欄	摘要
01 ブルドーザ及びスクレーパ	H28	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
02 掘削及び積込機	H28	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	
03 運搬機械	H28	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
04 クレーンその他の荷役機械	H28	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
05 基礎工事用機械	H28	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
06 せん孔機械及びトンネル工事用機械	H28	1.01	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	
07 モータレーダ及び路盤用機械	H28	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
08 締固め機械	H28	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
09 コンクリート機械	H28	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
10 舗装機械	H28	1.02	1.00	0.98	0.96	0.98	1.00	1.00	1.00	1.05	1.05	
11 道路維持用機械	H28	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.04	1.00	1.00	1.01	1.01	
12 空気圧縮機及び送風機(原動機を含む)	H28	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
13 建設用ポンプ(原動機を含む)	H28	1.12	1.00	(設定せず)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.12	1.12	
15 電気機器	H28	1.00	1.00	(設定せず)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	
16 ウインチ類	H28	1.01	1.00	(設定せず)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.01	1.01	
17 試験測定機器	H28	1.00	1.00	(設定せず)	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
18 鋼橋・PC橋架設用仮設備機器	H28	1.02	1.00	(設定せず)	(設定せず)	1.01	1.05	1.00	1.00	(損料設定せず)	1.02	
20 その他の機器	H28	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	
40 ダム施工機器等	H28	1.01	1.11	1.09	1.06	1.07	1.20	1.00	1.00	1.00	1.02	
50 除雪用建設機械	H28	1.11	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.11	(損料設定せず)	
全機種平均	H28	1.02	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	1.00	1.02	1.01	

<注>運転1時間当たり換算値損料(13)欄は、機械の種類によって「運転1日当たり換算値損料」として算出・掲載されているものもある。

(12) 施工パッケージ関係

改定のポイント

施工パッケージは、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含んだ単位施工量当り「単価」を施工パッケージ毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ単価を改定。

また、施工パッケージ標準単価は、施工実態の変動を反映させるとともに、機械、労務、材料単価の物価変動による乖離が生じないように、毎年度単価の更新を行っています。

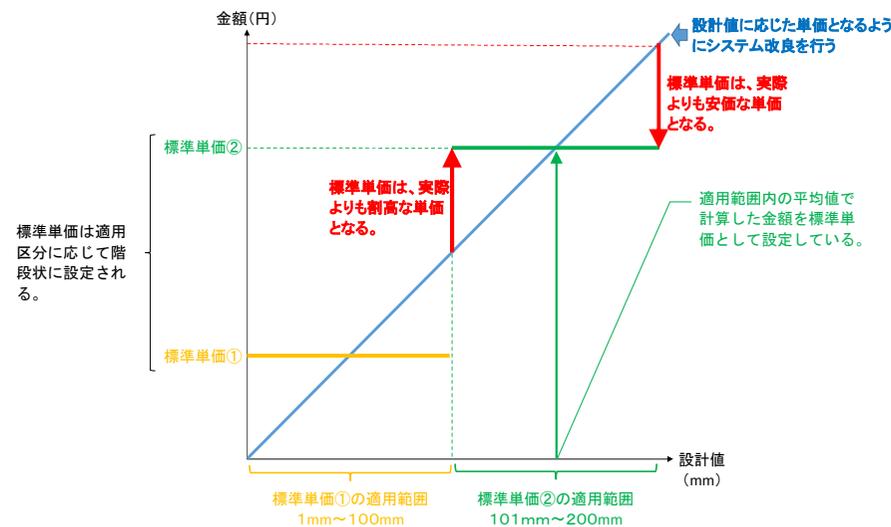
施工パッケージ関係 【13工種】

① 日当り施工量、労務、資機材等の改定を行った工種【10工種】

- ・土工、土工 (ICT)、法面整形工、法面整形工 (ICT) 発泡スチロールを用いた超軽量盛土工、コンクリート工、舗装板切断工、橋梁補修工 (支承取替工)、落橋防止設置工、堤防除草工

② 設計値に応じた積算が可能となる標準単価設定方法への改定【(舗装関係) 3工種】

- ・路盤工、路盤工 (ICT)、半たわみ性 (コンポジット) 舗装工



参考図

(13)電気通信編の改定

改定のポイント

電気通信編は、土木工事標準歩掛のうち電気通信設備に関する標準歩掛かりをとりまとめたもので、実態調査を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定。

電気通信編の改定【4工種】

①歩掛制定【1工種】

- ・耐震施工(あと施工アンカーボルト引張試験)

②歩掛改定【3工種】

- ・発電設備設置工
350KVAを超える発動発電設備の歩掛を追加

発動発電設備据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	電工	機械工	配管工	普通作業員	摘要
発動発電設備	20kVA 以下	台	4.0	9.0	6.0	3.0	2.5	
	50kVA 以下	台	5.0	11.0	8.5	4.0	2.5	
	100kVA 以下	台	7.0	15.5	10.5	6.0	4.0	
	200kVA 以下	台	9.5	23.5	14.0	8.0	6.0	
	350kVA 以下	台	12.0	33.5	17.5	10.0	8.0	
	500kVA 以下	台	13.0	37.0	20.0	11.5	9.5	
	750kVA 以下	台	14.0	38.0	21.0	12.5	10.5	
1000kVA以下	台	15.0	39.0	22.0	13.5	11.5		

- ・CCTV監視制御装置設置工
構成変更及び歩掛改定

- ・CCTV装置設置工
構成変更及び歩掛改定

(14)機械設備編の改定

改定のポイント

機械設備編(機械設備積算基準)は、2省6機関で構成する「公共工事機械設備技術等各省連絡協議会」において検討を行っており、「公共工事機械設備共同調査」の結果を踏まえ、既存制定工種の改定を実施。

機械設備編の改定【1工種】

①歩掛改定【1工種】

・点検・整備における消融雪設備

補助材料費の設定、区分及び構成・適用規格の見直し、点検工数の改定を実施

● 補助材料費の設定

表-20・1 補助材料費率 (％)

機 械 設 備 名		補助材料費率
河 川 用 水 門 設 備	河川用水門・鋼製ゲート	4
	堰 設 備 ゴム引布製起伏ゲート	4
	樋門樋管ゲート	3
ダム用水門設備		4
揚排水ポンプ設備		3
ト ン ネル 換 気 設 備	送(排)風機	2
	ジェットファン	2
非常用施設		2
道路排水設備		2
消雪設備		2

● 区分及び構成・適用規格の見直し

表-20・59 区分及び構成

区 分	構 成
井 戸	ポンプ室、弁類、流量計室、送水管
取 水 施 設	取水ゲート、スクリーン、除塵機、取水ポンプ設備、取水槽、沈砂槽
ポンプ、電気設備	ポンプ、制御盤、降雪検知器、受電設備
散 水 配 管	散・送水管、保護コンクリート、ノズル、ドレーン

1-2 適用規格

この基準を適用する設備の規格は、消雪設備(散水延長 4,000 [m]以下/1設備)の点検・整備に適用する。

融雪設備の点検・整備は、別途積算すること。

● 点検工数の改定

表-20・60 点検工数

区 分	点検工数	
	点検整備工	普通作業員
井戸、ポンプ及び電気設備(地下水利用)	0.47 [人/設備]	-
取水施設、ポンプ及び電気設備(河川・湖沼水利用)	0.63 [人/設備]	0.30 [人/設備]
散 水 配 管	0.10 [人/100m]	0.23 [人/100m]

(注) 1. 本歩掛は、降雪期前点検であり、降雪期間中点検、降雪期後点検、臨時点検は別途積算すること。

2. 点検工数の点検範囲は、井戸(地下水利用)、取水施設(河川・湖沼水利用)、ポンプ及び電気設備、散水配管の点検、ノズルの清掃調整、試運転、準備、後片付けまでとする。

3. ポンプの運転に発動発電機が必要な場合は、別途計上するものとする。

(15)設計業務等標準歩掛

1. 改定概要

- 路線測量、用地測量：歩掛の実態との乖離の対応
- 橋梁設計(架設計画)：実態調査結果に基づく標準工法の改定

2. 内容

- 路線測量、用地測量：歩掛の実態との乖離の対応

路線測量：1kmあたり

- －(作業計画)
- －(現地踏査)
- －(中心線測量)
- －(縦断測量)
- －(横断測量)

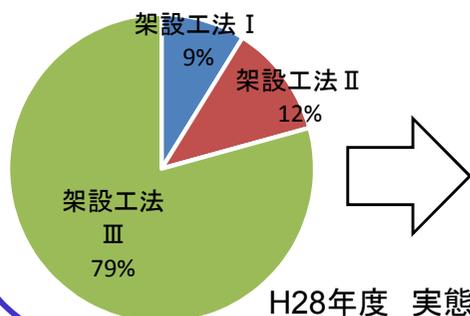
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手
現行歩掛	0.6	12.4	14.1	10.3
改定歩掛	0.6	14.3	16.1	11.7

用地測量：1業務あたり

- －(公共用地管理者との打合せ：内業)
- －(公共用地管理者との打合せ：外業)

	測量主任技師	測量技師	測量技師補
現行歩掛	1.0	1.0	1.0
改定歩掛	1.1	1.6	1.2

- 橋梁設計(架設計画)：実態調査結果に基づく標準工法の改定



標準工法 (現行)【鋼橋】：ケーブルクレーンベント工法等、【PC橋】：張り出し式架設工法等 ……架設工法 I
 (改定)【鋼橋】：トラッククレーンベント工法等、【PC橋】：固定式支保工架設工法等 ……架設工法 III

	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
現行歩掛	0.2	1.4	2.6	2.2	1.0
改定歩掛	0.4	2.0	3.2	3.8	0

(16)地質調査業務における積算基準等の見直し

● 実態調査の結果を踏まえ、地質調査における以下の規格等の改定を行う。

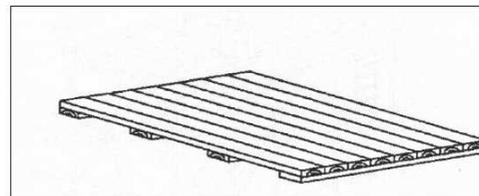
● 機械ボーリング関連：足場規格の分割 (設置・撤去)

種別・規格	単位	日当り作業量
平坦地足場 (高さ区分無し)	箇所	2.0

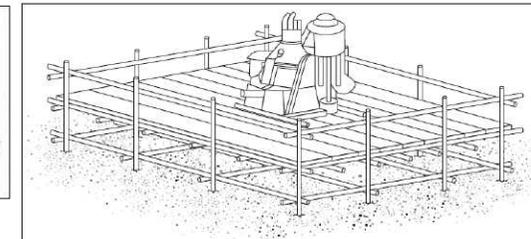


種別・規格	単位	日当り作業量	
		現行	改定
平坦地足場	高さ0.3m以下	箇所	2.0
	高さ0.3m超		1.25

平坦地足場規格の分割



平坦地足場(0.3m以下)
板材足場



平坦地足場(0.3m超)
嵩上げ足場

● 電子成果品作成費

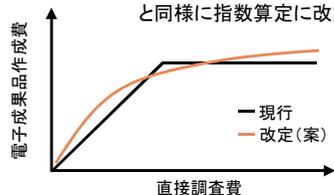
電子成果品作成費(千円) = 0.016X
上限: 200千円



電子成果品作成費(千円) = 4.7X^{0.38}
上限: 260千円

(改定イメージ) ※ X: 直接調査費(千円)

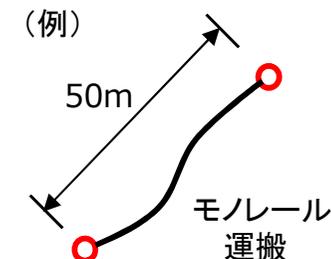
実態を踏まえて土木設計業務等と同様に指数算定に改定。



● 現場内小運搬：規格の細分化

種別・規格(現行)	
人肩運搬	50m以下
	50m超100m以下
特装車運搬(クローラ)	100m以下
	100m超500m以下
	500m超1000m以下
モノレール運搬	100m以下
	100m超500m以下
	500m超1000m以下
索道運搬	100m以下
	100m超500m以下
	500m超1000m以下

種別・規格(改定)	
人肩運搬	50m以下
人肩運搬	50m超100m以下
特装車運搬(クローラ)	100m以下
特装車運搬(クローラ)	100m超300m以下
特装車運搬(クローラ)	300m超500m以下
特装車運搬(クローラ)	500m超1000m以下
モノレール運搬	50m以下
モノレール運搬	50m超100m以下
モノレール運搬	100m超200m以下
モノレール運搬	200m超300m以下
モノレール運搬	300m超500m以下
モノレール運搬	500m超1000m以下
索道運搬	100m以下
索道運搬	100m超500m以下
索道運搬	500m超1000m以下



	現行	改定
規格	100m以下	50m以下

→小規模運搬等の実態に合わせた精算が可能

※諸経费率 = A × Y^b (Y: 調査費)

● 諸経費

業務分野	諸経費	
	現行	改定案
地質調査	<p>A = 300.01 b = -0.12 (諸経費: 38.0 ~ 57.2%)</p>	<p>A = 285.3 b = -0.11 (諸経費: 40.8 ~ 59.9%)</p>

(17) 水文観測業務の新設

1. 改定概要

- 設計業務等積算基準書における「調査、計画業務」に以下の水文観測業務を新設。
「水文観測所保守点検業務」「流量観測業務」「水文資料整理業務」「水位流量曲線作成業務」

2. 内 容

- 以下の業務において標準歩掛等を設定

・水文観測所保守点検業務

水文観測業務規程に基づく観測が適切に行われるよう、観測所、観測機器及び観測施設を維持及び管理するため、定期的にこれらの保守点検を実施し、また、必要に応じ、観測所等の整備、補修等を行う。

・流量観測業務

水文観測業務規程に基づき、定期及び臨時に河川流量の観測を実施する。

・水文資料整理業務

水文観測データに対して標準照査を実施し、統計処理を行った上で、指定された様式の水文資料に整理する。

・水位流量曲線作成業務

流量観測により得られた観測データを基に、水位流量曲線を作成する。
作成した水位流量曲線を用いて、確定値化した前年の水位の毎正時データから、前年の流量の毎正時データを算出し、統計処理を行った上で、指定された様式に整理する。